

別表第1（第5条関係）

1	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
2	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
3	以下のサービス業等
(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業その他同法に基づく許可又は届出が必要な営業
(2)	易断所、観相業、相場案内所
(3)	競輪・競馬の競走場、競技団
(4)	芸妓業、芸妓斡旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪競馬等予想業
(6)	興信所（専ら個人の身元、身上、素行及び思想調査を行うものに限る。）
(7)	集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

\* 日本標準産業分類に準拠するものとする。